バリアフリー改修に伴う
固定資産税減額申告書

令和　　年　　月　　日

（あて先）新　庄　市　長

申　告　者
（納税義務者）

住　所（所在）

ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　名（名称）

電話番号

個人（法人）番号

代　理　人

住　所

ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　名

電話番号

個人（法人）番号

地方税法附則第15条の9項第4項の規定に基づき、次の家屋に係るバリアフリー改修に伴う減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の内訳	所在・地番				家屋番号	
	種類（用途）		構　造		持家の種類	□一戸建 □マンション
	床　面　積	．　㎡		居住用床面積	．　㎡	
	建築年月日	．　．	登記年月日	．　．	改修 完了年月日	．　．
	バリアフリー 改修費用	全体費用＿＿＿＿＿＿円（バリアフリー改修以外の工事を含む） バリアフリー改修費用＿＿＿＿＿＿円－給付金・補助金額＿＿＿＿＿＿円 ＝自己負担額＿＿＿＿＿＿円				

【３ヶ月以内に提出できなかった理由】　※改修完了日から３ヶ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。

改修を必要とした方	氏　　名 （生年月日）	（　　年　　月　　日）	該当する区分	□65歳以上の高齢者　□障害者 □要介護・要支援認定者
	住　　所			

世帯区分等状況確認

本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び助成制度の利用状況等を税務課が各業務担当課へ照会することに

同　意　し　ま　す　　・　　同　意　し　ま　せ　ん

※　該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。

☆下記処理欄は記入する必要がありません。

処理欄	【受付時確認】 □　改修完了から３ヶ月以内である □　記載内容に漏れがない □　必要な添付書類が揃っている	受　付　印	処　理　日 令和　　年　　月　　日	
			担当者	確認者

＊　裏面に添付書類及び記入方法を記載しています。

添付書類（地方税法施行規則附則第７条第８項各号の規定に基づく書類）

○　納税義務者の住民票の写し
○　改修に係る明細書（当該改修の内容及び費用の確認ができるもの）
○　改修箇所の写真
○　領収書（改修費用を支払ったことを確認することができるもの）
○　介護保険給付金の決定（確定）通知書等の写し
○　該当する区分に応じた書類
- ６５歳以上の高齢者　……　住民票の写し
- 要介護及び要支援認定者　……　介護保険の被保険者証の写し
- 障害者　……　身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳等の写し

記入方法

１　申告者（納税義務者）の欄には、バリアフリー改修に伴う減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者の住所または所在及び氏名または名称及び電話番号を記入し、押印してください。

２　代理人の欄には、納税義務者が法人の場合は法人を代表して申告する人、その他の代理人の場合はその代理人の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。
　なお、法人又は代理人の場合は、納税義務者からの委任状を添付してください。

３　家屋の内訳欄には、所在・地番・家屋番号・種類(用途)・構造・持家の種類・床面積・居住用床面積・建築年月日・登記年月日・改修完了年月日・改修費用をそれぞれ記入してください。

※記入例

家屋の内訳	所在・地番	新庄市〇〇町◇番□□			家屋番号	◇－□□
	種類（用途）	専用住宅	構　造	木　造	持家の種類	☑一戸建 □マンション
	床　面　積	１１５．５０㎡		居住用床面積	１１５．５０㎡	
	建築年月日	S56. 12. 20	登記年月日	S56. 12. 25	改修 完了年月日	R6. 4. 10
	バリアフリー 改修費用	全体費用　１，５００，０００　円（バリアフリー改修以外の工事を含む） バリアフリー改修費用　１，２００，０００　円－給付・補助金額　６８０，０００　円 ＝自己負担額　５２０，０００　円				

４　改修を必要とした方の欄には、申告要件を満たす方（改修完了後の１月１日において65歳以上の者、要介護又は要支援の認定を受けている者、障害者等）の氏名・該当する区分・住所をそれぞれ記入してください。

※記入例

改修を必要とした方	氏　　名 （生年月日）	新　庄　太　郎 （昭和１７年　１　月　１　日）	該当する区分	☑65歳以上の高齢者　□障害者 □要介護，要支援認定者
	住　　所	新庄市〇〇町◇番△△		

世帯区分等状況確認

本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び助成制度の利用状況等を税務課が各業務担当課へ照会することに

（同　意　し　ま　す）　・　同　意　し　ま　せ　ん

※　該当するものを〇で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。